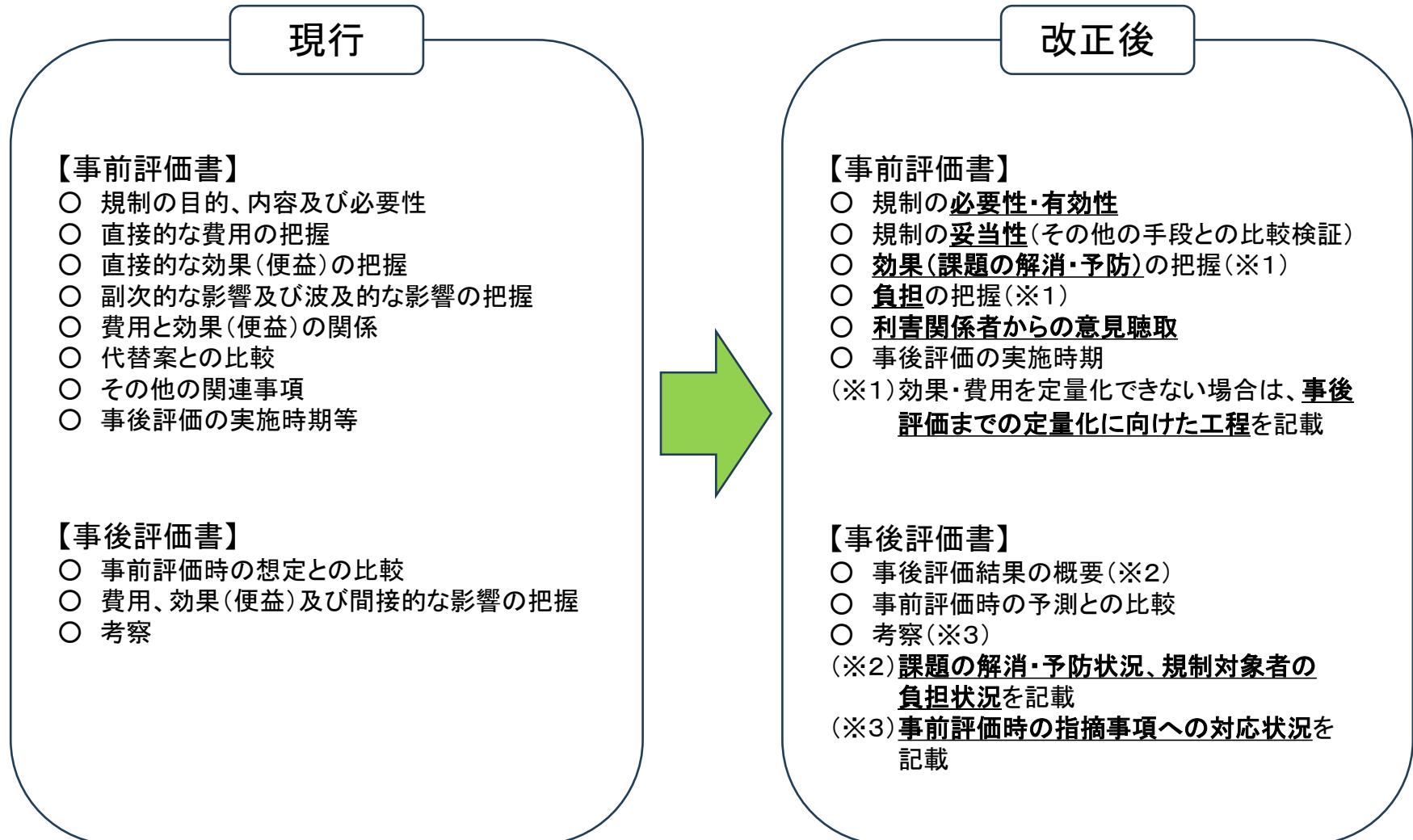


政策評価に関する基本計画の一部変更(案)について

- 財務省では、行政機関が行う政策の評価に関する法律(第6条)に基づき、「政策評価に関する基本計画」・「政策評価の実施要領」を5年毎に策定。現行計画は、令和5～9年度を計画期間として令和5年3月に策定(令和5年3月開催の本懇談会で意見聴取)
 - 「政策評価に関する基本計画」
…政策評価の目的や実施方針等の基本的な事項を規定
 - 「政策評価の実施要領」…評価書の様式や記載事項等の実務的な事項を規定
- 今般、総務省において「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」を改正(令和6年3月15日)
 - 規制の政策評価における事前評価・事後評価の内容を明確化
 - 規制による効果・費用の定量化の推進等
- 上記ガイドライン改正を踏まえ、財務省の「基本計画」・「実施要領」においても、規制の政策評価書の記載事項等について所要の変更を行うもの(次ページ)

規制の政策評価書の記載事項の変更点（事前評価書・事後評価書）



規制の政策評価の実施に関するガイドラインの改正について

資料 1-2

1 背景・現状

- ★ 規制の政策評価については、事前評価に加えて事後評価も開始され、両者を通じた総務省の点検結果が5年間分蓄積。規制導入による効果・費用の定量化が進んでいない、規制導入に際しての利害関係者等との調整状況が説明されていないなどの課題が明らかに。このため、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承)の改正を検討。
- ★ 検討に際しては、規制は特定個々の規制対象者に権利制限・義務賦課を強いるものであるため、「規制導入による課題の解消・予防の程度」と「規制対象者が負うことになる負担の程度」を公正・客観的な資料で比較考量できるようにした上で社会的コンセンサスの醸成を図っていくことが重要であるとの考えを基本とし、規制評価ワーキング・グループでの議論及び各府省からの意見等も踏まえて、事前評価と事後評価のあり方を全面的に見直し。

2 主な改正ポイント

(1) 事前評価と事後評価の内容の明確化

- 事前評価では、①規制の必要性・有効性・妥当性、②規制対象者の範囲・負担程度、③規制対象者との調整状況などを明らかにした上で、規制新設・改廃の正当性について評価。【II 3】
- 事後評価では、課題の解消・予防状況、規制対象者の負担状況、事前評価時に各方面から指摘された事項への対応状況などを明らかにした上で、規制継続の正当性について評価。【II 4】

(2) 規制による効果・費用の定量化の推進

- 規制評価での効果とは「課題の解消・予防の程度」と明確に定義。その上で、効果・費用を事前評価段階では定量化できない場合は、事後評価までの定量化に向けた工程を記載するよう明記。【II 3(2)】

(3) 社会的コンセンサスの醸成の「見える化」

- 利害関係者からの意見聴取と一般国民からの意見・要望の受け付けを実施し、その調整状況や対応状況を記載するよう明記。【III 1】

(4) 総務省による各府省の取組の支援

- 各府省と協同して効果・費用の定量化を検討。また、評価書作成の実務研修を毎年度実施。【III 4】